

# 山梨県特殊教育振興審議会答申

平成18年10月16日

山梨県特殊教育振興審議会

## 1 「障害種別の組合せ」について

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校は、障害種別を超えた特別支援学校に一本化されることになる。文部科学省では、中教審答申を踏まえ、障害種別の組合せについては、都道府県において、地理的状況や各障害種別ごとの教育的ニーズの状況など、地域の実情に応じて判断することが望ましいとしている。

本県においても、これまで、特別支援学校への転換について検討してきた経緯があり、「山梨県特別支援教育推進検討委員会報告書」（平成18年3月23日）によれば、本県の対応として、次の3点が提言されている。

- (1) 高度な専門性や一定規模の学習集団を維持するため、盲学校は視覚障害、ろう学校は聴覚障害に対応した特別支援学校とすることを基本とすること。
- (2) 肢体不自由養護学校及び知的障害養護学校については、地域の特性など設置の現状を十分に考慮しつつ、両障害に対応した特別支援学校（知肢併置）を原則とすること。
- (3) 病弱養護学校については、病院において加療中の児童生徒を対象とする特殊性のため、従来どおりの障害種別とすること。

一方、平成18年5月1日現在、本県の盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の実態をみると、次のような状況がある。

- (1) 盲学校は46人、ろう学校は51人と、在籍者数が少ない。
- (2) 知的障害養護学校の在籍者数は、平成8年の327人に対し、平成18年には542人と、増加傾向にある。
- (3) 肢体不自由養護学校は、重複化傾向が進んでおり、肢体不自由養護学校在籍者の87%（139人）が重複障害者であり、そのうち98%が知的障害者である。

換言すれば、肢体不自由養護学校においては、そのほとんどの児童生徒が知的障害を併せ有していることとなる。

- (4) 知的障害養護学校にも12%（65人）の重複障害者が在籍しており、そのうち78%が肢体不自由（運動障害）者である。

こうした中で、平成8年に知肢併置の養護学校として開校したふじざくら養護学校では、学級編制は、知的障害、肢体不自由、重複障害に分けて編制しているが、教育課程・学習グループは、知的障害、肢体不自由といった障害種別を超えた児童生徒の実態による編成を行い、大きな教育的成果をあげている。

以上のことを踏まえ、総合的に検討した結果、本県では「障害種別の組合せ」を次のようにすることが望ましいと考えられる。

- (1) 視覚障害及び聴覚障害については、以下の理由から、現状どおり、盲学校及びろう学校でそれぞれ対応することが望ましい。
  - ア 同一障害で一定規模の学習集団を確保する必要性があること。
  - イ 他障害種別と比較して単一障害者の在籍率が高く、教育課程が柔軟に対応できないこと。
  - ウ 早期教育の重要性はいうまでもなく、専門性の確保が重要であること。なお、両校においては、今後も継続して、県下全域へのセンター的機能を発揮することが重要である。
- (2) 病弱については、病院内に設置されているという特殊性があり、通常学校での学習の継続を保障するという観点から、現状の病弱養護学校で対応することが望ましい。
- (3) 知的障害及び肢体不自由については、以下の理由から知肢併置を原則とすることが望ましい。
  - ア 重複障害者が増加しており、指導上、学習指導要領の特例を適用するなど、創意工夫の余地も多く、教育課程の一部共有も可能であること。
  - イ 教員の専門性も共有可能であること。ただし、あけぼの養護学校（肢体不自由）とわかば養護学校（知的障害）のように学校間が近接している場合や、甲府養護学校（肢体不自由）とかえで養護学校（知的障害）のように両校共に甲府市内に設置されている場合については、既に、地域的に知肢併置が実現されていると考えられることから、現状どおりの障害種別とすることが望ましい。

## 2 「通学区域の見直し」について

県下における肢体不自由養護学校の通学区域については、ふじざくら養護学校（道志村を除く南都留郡及び富士吉田市）と甲府養護学校（ふじざくら養護学校の通学区域以外の全ての地域）の2校であり、不均衡な通学区域となっている。ふじざくら養護学校については、適正な規模の通学区域と考えられるが、甲府養護学校については、寄宿舎が設置されていることを考慮しても、広域であることから、通学の利便性等を考慮し、通学区域を改善する必要がある。

このため、本審議会としては、次のとおり、通学区域の見直しを実施することが望ましいと考えられる。

(1) 「1 障害種別の組合せ」で、知肢併置化が望ましいとした、「やまびこ養護学校」及び「わかば養護学校ふじかわ分校」を肢体不自由養護学校の通学区域に新たに加えること。

(2) 就学対象者をあけぼの医療福祉センターで加療中の者に限定している「あけぼの養護学校」へ新たに通学区域を設定すること。

これにより、県下の肢体不自由養護学校の通学区域は、甲府養護学校（肢体不自由）、ふじざくら養護学校（知肢併置）、やまびこ養護学校（知肢併置）、わかば養護学校ふじかわ分校（知肢併置）、あけぼの養護学校（肢体不自由）の5校による通学区域の再編が行われることになり、適正化が図られることとなる。

### 3 「知的障害児童生徒増加への対応」について

全国の知的障害養護学校に在籍する児童生徒数は、年々増加している（平成7年：約5万2千人、平成17年：約6万8千人）。しかし、他の障害種別については横這い、又は非常に緩やかではあるが減少の傾向を示している。

本県についても、ほぼ同様の傾向であり、知的障害養護学校在籍者数のみが急増している（平成9年：265人、平成18年：485人）。

各学校別にその増減率を見ると、かえで養護学校が開校した平成13年度と平成18年度を比較すると、わかば養護学校1.3倍、同ふじかわ分校0.8倍、やまびこ養護学校1.2倍、ふじざくら養護学校1.4倍、かえで養護学校1.8倍となり、かえで養護学校の増加率が顕著であることがわかる。また、今後の知的障害養護学校に在籍する児童生徒の総数の推計値は、平成20年度から23年度をピークに、緩やかではあるが減少傾向を示すものと予想されている。しかし、かえで養護学校については、減少傾向は見られず、平成28年度も在籍者数が約170人前後で推移するものと予測されている。その要因としては、同校が県立の知的障害養護学校として初めて市街地域（甲府市）に設置されたこと、また、平成13年度に設置された学校であり、施設・設備が充実していること、などが考えられる。

一方、かえで養護学校は、100名規模を想定した施設・設備となっている。このため、学校の収容能力を大幅に上回り、教室等の不足など喫緊の課題が生じており、緊急避難的にプレハブリースで対応しているのが現状である。

本審議会では、「知的障害児童生徒増加への対応」という諮問事項を受け、喫緊の課題である「かえで養護学校の児童生徒増加への抜本的対策」について審議することとした。

具体的には、既存のかえで養護学校を増設することにより収容能力を高めるという「増設案」と、同校に分校等を設置し、学区再編により収容能力を高めるという「分校案」の2つの抜本的な対策が提示され、両案について、以下の視点により検討した。

- (1) 学習するための教室が不足しているという喫緊の課題を早急に解決する必要があること。
- (2) 保護者及び児童生徒への心理的な負担をできるだけ軽減すること。
- (3) 特に増加傾向にある高等部生徒の自立を促す生徒指導を維持・発展できる教育環境にあること。

検討結果として、「増設案」がこれらの視点を十分に充たしており、また「分校案」のメリットとして指摘された特別支援教育の主要施策である地域へのセンター的機能の発揮も可能であると考えられる。さらに、現状のかえで養護学校の通学区域については、他の知的障害養護学校と比較しても広域ではないと考えられる。

以上のことを踏まえると、かえで養護学校の児童生徒増加への抜本的な対策として、現在地に校舎を増設することが望ましい。

#### 4 「学校名」について

本県の現行の学校名については、視覚障害が「山梨県立盲学校」、聴覚障害が「山梨県立ろう学校」、知的障害、肢体不自由及び病弱については、その障害種別にかかわらず「山梨県立 養護学校」となっている。

今回の学校教育法の改正により、「盲学校」、「聾学校」、「養護学校」は、平成19年4月1日から、制度的に「特別支援学校」へ一本化され、「特殊教育」も「特別支援教育」に変更されることとなった。

これに伴う名称の取扱いについて、文部科学省は、中教審答申を踏まえ、「各学校の名称については、設置者が定める」としている。

本審議会としては、特別支援教育を推進し、今回の制度改正を学校関係者はもとより、広く県民に周知する観点からも、現行の各学校の名称を変更することが望ましいと考えられる。

具体的な名称は、学校教育法改正の趣旨を踏まえて「 支援学校」を基本とし、学校、保護者、その他の関係機関とも十分に協議して、決定することが望ましいと考えられる。